

令和1年 9月 吉日

福岡信用金庫

お客さま 各位

契約終了後の融資契約書類等の取扱方法の変更について

いつも福岡信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、ご利用いただいておりますご融資を完済された場合は、当該ご融資の「金銭消費貸借契約証書」等をお客さまへご返却させていただいておりますが、令和1年10月1日より、一部の契約書類を除き、当金庫で所定の期間保管した上で、廃棄させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

完済された「金銭消費貸借契約証書」等の返却を希望されるお客さまは、完済日から1年以内にお取引店へご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。